日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、スリムで強靱な組織となることを目指し、徹底的な取組を行うことが求められている。

協会の令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画の執行に当たっては、引き続き経費 削減に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進 めることにより、収支均衡を確保することが求められる。

まず、受信料については、「NHK経営計画(2021-2023年度)」(以下「中期経営計画」という。)で示された「事業規模の一割にあたる700億円程度」を還元の原資として、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」について、衛星付加受信料を含め、受信料引下げの内容を早期に具体化することが望まれる。

また、インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが急速に変化しており、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めていくことが求められる。

上述の内容を含め、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むことが求められる。

また、特に下記の点について配意すべきである。

## 1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民 の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番 組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことに より、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 〇 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自

動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。

○ 新4K8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

## 2 総合的な海外情報発信の強化等

- 〇 我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域 及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏 まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・ 親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会におけ る我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態を踏まえ、国際放送に加えてインターネット配信を活用し、総合的な発信の強化に努めること。
- 海外への情報の発信に係るこれまでの協会の取組の成果について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標等を用いて分析し、我が国に対する理解の増進等に向けた方針を早急に取りまとめること。
- O 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を 期すこと。
- 地上デジタル放送日本方式の採用国における円滑なデジタル放送移行の取組や放送サービス高度化へのニーズに対応し、支援に取り組むこと。

## 3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等

- インターネット活用業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、令和 4年1月に認可した実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営する こと。インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社 会全体に裨益するよう適切に公表すること。
- 〇 インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 地方向け放送番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的 な計画を明らかにし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段 確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。
- 「NHKオンデマンド」を含む有料インターネット活用業務勘定については、令和2 年度末時点で50億円が計上されている繰越欠損金の解消に努めること。
- 〇 インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが 急速に変化する中、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについ て議論を深めていくこと。

## 4 経営改革の推進

- 中期経営計画で示された、衛星及びラジオの放送波の削減については、その具体的な 計画を早期に明らかにし、国民・視聴者への丁寧な周知に努めること。
- 〇 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社等の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、中期経営計画で示された「子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減」するという点に関し、その内容を更に具体化するとともに、高止まりしている「随意契約比率」の引下げに向けて徹底的に取り組むこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月30日公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。
- 令和3年度に、子会社における出張旅費を騙った社員の不正行為等の不祥事が発生したことは、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものである。引き続き、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めるとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 〇 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられた ことを重く受け止め、引き続き、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取 り組むこと。とりわけ、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ 働き 方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果 たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。)・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」(令和3年3月)に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- O 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 〇 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について一層積極的に実施していくこと。

- 5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等
- 営業経費については、引き続き見直しを実施し、削減を図っていくこと。また、「訪問によらない営業」への転換については、その効果について検証を着実に実施し、検証結果を踏まえて不断に見直しを行うとともに、営業活動の一層の合理化・効率化に向けて、日本郵便との連携等、新たな方策に積極的かつ早期に取り組むこと。
- 〇 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定) において示されているとおり、障害者に対する受信料の免除措置に関して、ICTの活 用による申請手続の更なる効率化に向け、市区町村の意見や行政サービス等におけるデ ジタル化の状況を踏まえつつ検討を行い、その具体的な内容を明らかにすること。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共 放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の 締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた苦情等も踏まえ、引き続き、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うこと。
- 〇 令和4年度は支払率が81%になることが見込まれているところ、受信料の適正かつ 公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策を着実に実施し、支払率の向上に 全力を挙げること。
- 中期経営計画で示された「事業規模の一割にあたる700億円程度」を還元の原資として、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」については、衛星付加受信料の扱いを含め、受信料引下げの内容を早期に具体化すること。
- 6 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化
- 大規模災害が引き続き発生していることも踏まえ、引き続き、ニュースや番組の充実 等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の 大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。
- 7 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等
- 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。
- 〇 新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」による「保有設備の削減」を着実に実施すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアッ

プ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

- 8 新型コロナウイルスの感染拡大への対応
- 協会が自ら令和2年3月24日に公表した行動指針等に基づき、引き続き、国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めるとともに、協会自身が公共放送としての社会的使命を十全に果たしていくため徹底した対策を講じること。また、受信料の支払いが困難になった者への対応について、引き続き、適切に検討すること。